（後部反射器）

第248条　後部反射器の反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、保安基準第63条第2項の告示で定める基準は、協定規則第150号の規則3.3.4.2.1.、4.及び5.1.に定める基準とする。ただし、施行規則第62条の3第1項の規定による認定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第150号の規則5.1.の規定にかかわらず、反射器の光度係数は、協定規則第150号の規則3.5.1.1.に定める基準に適合すればよいものとする。

２　二輪の一般原動機付自転車以外の一般原動機付自転車に備える後部反射器の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第63条第3項の告示で定める基準は、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準を準用する。

３　二輪の一般原動機付自転車に備える後部反射器の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第63条第3項の告示で定める基準は、協定規則第53号の規則5.（5.14.及び5.17.を除く。）及び6.に定める基準とする。

４　二輪の一般原動機付自転車には、協定規則第53号の規則5.（5.14.及び5.17.を除く。）及び6.に定める基準に適合する側方反射器を備えることができる。